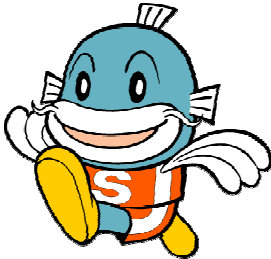


令和元年（2019年）5月発行



第55号の内容

- ▼身の回りの製品事故に気を付けましょう
- ▼5月は消費者月間です
- ▼くらしの一日講座（出前講座）のご案内
- ▼県内消費生活相談窓口一覧

身の回りの製品事故に気を付けましょう

新年度を迎え、進学や就職・転勤等で新生活をスタートされた方もおられると思います。身の回りの製品にかかる事故を避けるため、製品は正しく、安全に使用しましょう。

また、毎年リコール対象製品による火災などの重大事故が発生しています。お手持ちの製品がリコール対象製品でないかどうか、消費者庁「リコール情報サイト」(<https://www.recall.caa.go.jp/>)や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ(<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojouhou/index.html>)で確認しましょう。

このような事故が起きています！

スマートフォンの充電ケーブルが発煙

事例

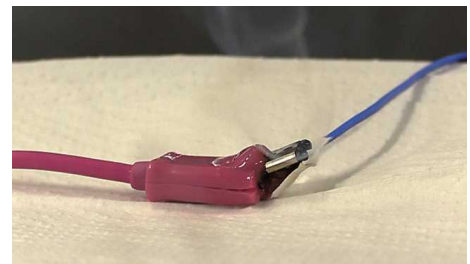
スマートフォンのACアダプターから火花が出て、指にやけどを負った。

原因

コネクタに無理な力を加えて抜き差ししていたために変形が生じ、ショートしたものです。

注意ポイント！

- ・コネクタに金属や、汗、飲料水、ペットの尿など液体を付着させない。
- ・コネクタを接続するときは無理な力を入れない。
- ・一度変形したコネクタは使用しない。



内部が変形したコネクタを使い続けたために温度が上昇し、発煙（上）
焦げたコネクタ（下）



自転車の前輪が急にロックして転倒

事例

自転車で走行中、前輪がロックして転倒し、重傷を負った。

原因

走行中、前輪に異物が巻き込まれてロックしたものです。



注意ポイント！

- 自転車の**ハンドルに荷物や傘をかけない**でください。
- フレームの亀裂やペダルのがたつき、あるいはギヤのさびやチェーンの伸びなど点検不足による事故も起こっています。乗車前には点検を行ってください。
- 購入直後はネジの緩みやワイヤーの伸びなどが発生することがあります。購入1～2か月のうちに販売店で初期点検を受けましょう。

ヘアドライヤーの火花でやけど

事例

ヘアドライヤーを使用中、電源コードの本体側付け根付近から火花が出て、衣類とカーペットが焦げ、足にやけどを負った。

原因

コードを折り曲げたり、ねじったり、引っ張ったりして使用していたため、芯線が断線して火花が出たものです。

注意ポイント！

- 使用時や収納時にコードの付け根部分を**折り曲げたり、引っ張ったりしない**でください。収納時に、本体にコードを**巻き付け**ないでください。
- ヘアドライヤーは消費電力が大きく、コードに無理がかかった状態で使用を続けると、コードが断線して発熱し、危険です。

レンジの『汚れ』から発火

事例

電子レンジを使用中、扉の一部が溶けた。

原因

庫内に食べ物などの汚れが付着していたため、汚れに電波が集中して炭化し、発火したものです。



注意ポイント！

- 庫内やドアに**汚れが付着したまま使用しない**でください。発煙や火花の原因となりますので、こまめに清掃してください。
- 食品の加熱のし過ぎは発煙・発火の原因となりますので注意してください。

(事例等についてはN I T E「くらしに潜む危険」から引用)

5月は消費者月間です

毎年5月は「消費者月間」です。消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行います。

●消費者月間セミナー●

日時・場所	テーマ
5月25日(土) 14:00~16:30 ピアザ淡海2階 207会議室	○映画上映「甘いバナナの苦い現実」 ○講演会 立教大学異文化コミュニケーション学部教授 石井 正子氏

問合せ・申込先：特定非営利活動法人 消費者ネット・しが TEL077-518-0072/FAX077-518-0078

●消費者月間パネル展示●

日時	場所
4月24日(水)~5月12日(日)	滋賀県立図書館 1階談話室
5月14日(火)~5月31日(金)	滋賀県庁 3階本館新館連絡通路

☆☆令和元年度消費生活センター講座の予定☆☆

開催予定月	テーマ	講師
7月	親子くらしの体験セミナー	詳細は決まり次第ホームページおよびしらがメールでお知らせします
10月~2月	くらしの情報セミナー	

□■くらしの一日講座（出前講座）のご案内■□

消費生活相談員が地域の自治会や学習会等に出向いて、様々な悪質商法の手口や被害の状況、その対処法等について分かり易く説明する出前講座を実施しています。いろいろな集まりの中で消費生活に関する話を聞いてみたいと希望される方は、是非ご利用ください。

【講座の実施対象】 滋賀県内に在住またはお勤めの方（概ね20人以上のグループ）

【お申し込み方法】 講座を希望される日の**1か**

月前までに、申込書に必要事項をご記入の上、消費生

活センターにFAX、郵送等により提出してください。申込書は、県ホームページで「くらしの一日講座」と検索していただきますとダウンロードできます。申込みを希望される際は、まずはお気軽にお問い合わせください。（TEL：0749-27-2234）

ご利用は
無料です！



滋賀県内消費生活相談窓口一覧



消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1148
長浜市消費生活相談室	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市大東町2-28 彦根駅西口仮庁舎	0749-30-6144
栗東市消費生活相談窓口	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2147
湖南市消費生活センター	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市消費生活センター	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8106
米原市米原近江地域協働課	米原市下多良三丁目3	0749-52-8088
日野町住民課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町くらし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7699
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通) ☎188(いやや!泣き寝入り!!)

滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

県消費生活センターではインターネット消費生活相談も受け付けています

→<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/sodan/106095.html>(PC・スマホからアクセス)

「くらしのかわら版」第55号(令和元年5月発行)

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-23-0999(相談) 0749-27-2234(事務) FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

Twitter https://twitter.com/shiga_shohi



(ホームページ)



(Twitter)